

平成三十年六月十五日受領
答弁第三五一号

内閣衆質一九六第三五一号

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員青山雅幸君提出防衛省におけるイラク等の日報問題に係る関係者の処分に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員青山雅幸君提出防衛省におけるイラク等の日報問題に係る関係者の処分に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねの「判断基準となった根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省が平成三十年五月二十三日に「イラク等の日報問題に係る関係者の処分について」により公表した関係者の処分については、防衛省において、それぞれ、調査により明らかになった事実関係に基づき総合的に評価した上で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十六条の規定に違反したものとして、従来の事例も考慮しつつ、厳正に行ったものである。